

平成27年6月17日（広緑第319号）

4 監査のテーマ

指定管理者制度に関する事務の執行について

5 監査の意見及び対応の内容

(1) 広島市安佐動物公園（モニタリングが不十分であることについて（実地調査項目）） （所管課：都市整備局緑化推進部緑政課）	
監査の意見	対応の内容
<p>所管課による実地調査では、指定管理者の業務の実施状況を評価するために必要な点検項目、例えば、仕様書に記載されている人員配置や開館時間について、実地調査の対象としていないなど、指定管理者の業務の実施状況のモニタリングとして十分とは言えない。</p> <p>そこで、評価項目に沿った点検が行えるよう、点検項目を見直すとともに、実地調査の計画に反映すべきである。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、実地調査の際に指定管理者の業務の実施状況の評価項目に沿った点検が行えるよう、実地調査の点検項目を見直し、平成25年度以降のその点検項目に、指定管理者の業務の実施状況の評価に当たり必要な次の項目を加えるとともに、これを実地調査の計画に反映することとした。</p> <p>ア 仕様書どおりの人員配置ができているか。 イ 指定管理者の勤怠管理は適切に行われているか。 ウ 施設の開館時間は仕様書どおり行われているか。</p>

(2) 街区公園（河原町公園）（施設管理のあり方について） （所管課：都市整備局緑化推進部緑政課）	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>街区公園について指定管理者制度の導入が進まないのは、指定管理者である住民団体にとって業務上のリスクが高いことが一因となっているものと考えられる。また、報告書類の作成業務等の負担の重さから、指定管理者のなり手を少なくしている懸念もある。</p> <p>地方公共団体と住民との協働を推し進めるため、住民団体の過度な負担にならないよう、指定管理業務の内容や事務負担の軽減について検討することが望まれる。</p>	<p>そもそも、街区公園に指定管理者制度を導入した趣旨は、町内会等の各地域の住民団体の能力を活用し、効果的・能率的な管理を実現することにより、街区公園の設置の目的を効果的に達成しようとするものである。</p> <p>街区公園の指定管理者として町内会等を指定するに当たっては、これらの住民団体が専門の民間事業者ではないことを考慮し、街区公園の指定管理業務の内容を、街区公園の管理業務のうち、住民団体の実施できる清掃、巡回、除草、中低木の剪定等の業務に限定しており、施設の修繕、災害復旧、許認可等の業務については、本市が実施することとしている。</p> <p>このような状況にあって、街区公園の指定管理業務の内容をこれ以上縮小することは、住民団体の能力を活用した効果的・能率的な管理の実現という指定管理者制度の導入の意義を失わせることになるため、適当でないと考えられる。</p> <p>一方で、事務負担の軽減の点については、指定管理者の選定替えとなる平成26年度から、管理業務の実施報告書の提出を毎月から四半期ごとに改めるとともに、「個人情報保護、情報公開の対応状況」、「利用者のニーズ把握を踏まえた管理運営の実施状況」、「人員体制、会員研修等」の報告項目について、同報告書の項目から削除し、年度の事業報告書での報告のみに改めることにより対応した。</p>

(3) 街区公園（河原町公園）（アンケート調査の実施方法について） （所管課：都市整備局緑化推進部緑政課）	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>利用者の満足度に関するアンケート調査の回答者は19名であり、アンケート調査の回答者数としては十分ではない。</p> <p>指定管理者の業務の実施状況の評価は、指定管理者から提出された業務実施報告書、施設を利用する市民のアンケート調査等に基づき行われる。</p> <p>指定管理業務の実施状況を適切に評価するために、必要な数量のアンケートを入手することが望まれる。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、街区公園の利用者の満足度を把握するためのアンケート調査については、平成23年度の街区公園のアンケート数の平均値を基に、1公園当たり50名以上のアンケート回答者数を確保することなどを本市の統一的な方針として定めた。</p> <p>その結果、河原町公園におけるアンケート調査の回答者数は、平成24年度が54名、平成25年度が63名で、いずれもその目標値を達成しており、指定管理業務の実施状況の評価の適切性を確保している。</p>

(4) 街区公園（観音原第一公園）（施設管理のあり方について） （所管課：都市整備局緑化推進部緑政課）	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>街区公園について指定管理者制度の導入が進まないのは、指定管理者である住民団体にとって業務上のリスクが高いことが一因となっているものと考えられる。また、報告書類の作成業務等の負</p>	<p>そもそも、街区公園に指定管理制度を導入した趣旨は、町内会等の各地域の住民団体の能力を活用し、効果的・能率的な管理を実現することにより、街区公園の設置の目的を効果的に達成しよ</p>

担の重さから、指定管理者のなり手を少なくしている懸念もある。

地方公共団体と住民との協働を推し進めるため、住民団体の過度な負担にならないよう、指定管理業務の内容や事務負担の軽減について検討することが望まれる。

うとするものである。

街区公園の指定管理者として町内会等を指定するに当たっては、これらの住民団体が専門の民間事業者ではないことを考慮し、街区公園の指定管理業務の内容を、街区公園の管理業務のうち、住民団体で実施できる清掃、巡回、除草、中低木の剪定等の業務に限定しており、施設の修繕、災害復旧、許認可等の業務については、本市が実施することとしている。

このような状況にあつて、街区公園の指定管理業務の内容をこれ以上縮小することは、住民団体の能力を活用した効果的・能率的な管理の実現という指定管理者制度の導入を意義を失わせることになるため、適当でないと考える。

一方で、事務負担の軽減の点については、指定管理者の選定替えとなる平成26年度から、管理業務の実施報告書の提出を毎月から四半期ごとに改めるとともに、「個人情報保護、情報公開の対応状況」、「利用者のニーズ把握を踏まえた管理運営の実施状況」、「人員体制、会員研修等」の報告項目について、同報告書の項目から削除し、年度の事業報告書での報告のみに改めることにより対応した。

(5) 街区公園（観音原第一公園）（アンケート調査の実施方法について）
（所管課：都市整備局緑化推進部緑政課）

監査の意見の要旨	対応の内容
<p>利用者の満足度に関するアンケート調査の回答者は74名であるが、60歳以上の回答が71名と回答者は特定の年齢層に偏っている。</p> <p>指定管理者の業務の実施状況の評価は、指定管理者から提出された業務実施報告書、施設を利用する市民のアンケート調査等に基づき行われる。</p> <p>指定管理業務の実施状況を適切に評価するために、年齢層に偏りなくアンケートを入手することが望まれる。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、街区公園の利用者の満足度を把握するためのアンケート調査の実施に当たっては、1公園当たり50名以上のアンケート回答者数を確保することとし、その内訳も幅広い年齢層からの回答となるよう努めることを本市の統一の方針として定めた。</p> <p>その結果、観音原第一公園におけるアンケート調査の回答者に占める60歳未満の割合は、平成24年度が約14%（回答者52名のうち60歳未満は7名）、平成25年度が約13%（回答者54名のうち60歳未満は7名）で、いずれも平成23年度の約4%から約10%増加させた。</p> <p>当該公園が設置されている観音原団地の住民の高齢化が進む中、当該公園の利用者の高齢化も進んでいると考えられ、より幅広い年齢層からの回答の確保が困難な面もあるものの、引き続き幅広い年齢層からの回答の確保に努める。</p>

~~~~~

**広島市監査公表第27号**  
平成27年7月22日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 竹田康律

同 星谷鉄正

**監査の結果（指摘事項）に対する措置事項の公表**

地方自治法第199条第12項の規定により、広島市長及び広島市水道事業管理者から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

（別紙）

平成15年度監査結果に対する措置事項の公表  
（安佐南区役所）

- 1 監査結果公表年月日  
平成16年6月3日（広島市監査公表第16号）
- 2 監査結果に対する措置事項の通知年月日  
平成27年7月6日（広安建第11号）
- 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

| 市営住宅敷地の借上げについて<br>「八木住宅及び鉢町住宅」敷地の借上げについて（所管課：安佐南区農林建設部建築課） |                              |
|------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 監査の結果                                                      | 措置の内容                        |
| 八木住宅及び鉢町住宅については、平成10年度に住宅廃止の                               | 八木住宅については、平成17年12月31日をもって借上地 |

方針が出され、かつ入居者が全て退去し、平成11年度から市営住宅として利用実態のない状況が続いているにもかかわらず、当該住宅内の通路が、隣接地地の建築物にとって建築基準法上必要な道路となっていることから返還交渉が難航していることなどのため、土地の借上げを継続している。

については、鉢町住宅に関しては、返還に向けた事務手続が進んでおり、引き続き当該手続を着実に進めるとともに、八木住宅に関しては、土地返還に当たり支障となっている道路問題の解決に向けて、より一層積極的な取組を行うことにより、借上地の早期返還に努められたい。

を一部返還し、平成27年3月31日をもって残りの借上地を全て返還した。

なお、鉢町住宅の措置内容については、平成24年1月25日付け広安建第3号で通知済みである。

(別紙)

平成22年度監査結果に対する措置事項の公表  
(水道局)

- 1 監査結果の公表年月日  
平成22年9月2日(広島市監査公表第32号)
- 2 監査結果に対する措置事項の通知年月日  
平成27年7月15日(広水財第40号)
- 3 監査の結果(指摘事項)及び措置の内容

水道施設情報管理システムの運用について(所管課:水道局技術部維持課)

| 監 査 の 結 果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>水道局では、平成7年度から、国において導入された道路管理システムへの対応及び水道施設情報の一元管理による維持管理業務等の迅速化・効率化・高度化を目的として水道施設情報管理システム(以下「情報管理システム」という。)を導入している。</p> <p>その導入経費については約10億4,100万円であり、平成21年度における運用経費については年間約4,200万円を要している。</p> <p>しかしながら、このように多額の費用を要して導入・運用している情報管理システムについて、これまで費用対効果を始めとする定量的な効果測定による導入の評価や利用状況の把握は行われていなかった。</p> <p>については、経済性を発揮して能率的・合理的な業務運営を行い最小の経費で最良のサービスを提供するという地方公営企業の経営の基本原則を踏まえ、費用対効果等の評価を行い、その結果に基づき、情報管理システムのあり方を検討されたい。</p> | <p>情報管理システムを導入した効果について検証するため、平成25年度の利用状況をもとに算定した結果、導入後の年間作業量は3.8人役で、人件費に換算すると年間約3,300万円となったのに対して、導入していない場合は年間19.3人役で、人件費に換算すると年間約1億6,600万円となり、差し引き年間約1億3,300万円の削減が図られ、平成7年度(開発当初)から平成26年度までの約20年間では、約26億3,600万円の削減が図られた。</p> <p>一方、情報管理システムに係る経費は、開発費用約10億4,100万円と平成7年度から平成26年度までの運用・保守費用約10億3,800万円を合わせると約20億7,900万円となった。</p> <p>以上のとおり、情報管理システムの導入に伴う経費節減額は、平成7年度から平成26年度までの約20年間で約5億5,700万円となった。</p> <p>さらには、情報管理システムの活用により、配水管破裂事故等の災害時における対応が迅速になるなど、効率的な業務の執行を図ることができた。</p> <p>平成27年1月からは、再構築した新たな情報管理システムで業務を行っているが、再構築に当たっては「情報システムの導入等に関するガイドライン」(情報政策課策定)に基づき、情報システムが生み出す効果を測定・評価できるよう、定量的な評価指標を設定するとともに、業者見積を精査して所要経費の積算等を行い、PMO(情報政策部)審査を経ている。</p> <p>この新たなシステムでは、庁内LAN回線を活用することで、職員個々のパソコン端末から直接最新情報にアクセスできるようになったことから、これまで行ってきた専用端末への情報更新作業が不要となり、集計や分析の時間が短縮されるなど、業務の合理化・効率化が図られた。</p> <p>また、今後は、この情報管理システムと給水装置台帳電子ファイリングシステムとを統合することとし、より能率的・合理的な業務運営に努める。</p> |